

水道水源を守りましょう ～水道水源水質保全促進事業～

いわき市の水道水源は、取水量の約82%を夏井川や鮫川などの中小河川の表流水に依存しています。安全で良質な水道水をお届けするためには、これらの河川等の汚濁を防止することが重要です。

水道局では、**水道水源保護地域内の次の方**に対して、水道水源水質保全促進事業により補助金を交付しています。

補助金の交付対象となる方

※ 水道水源保護地域や申請期限など、詳しくはホームページをご覧ください。またはお問い合わせください。

● 合併処理浄化槽に切り替える場合

水道水源保護地域内の住宅において、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の使用を止め、新たに合併処理浄化槽（処理対象人数10人以下のもの）を設置する場合で、いわき市浄化槽整備事業補助金またはいわき市浄化槽復興整備事業補助金（切り替えのみ）の交付決定を受けた方。

● 農業集落排水事業に加入する場合

水道水源保護地域内で実施する農業集落排水事業において、住宅の排水設備を農業集落排水処理施設に接続する工事を行う方。



森や川を汚さないように心がけましょう

お問い合わせ 浄水課 庶務係 **TEL** 22-9319

不審な電話や訪問にご注意を！

全国的に市や水道局の職員を装ったり、水道局から依頼されたと偽ったりする訪問者から、水質検査や浄水器の購入などを勧められるなどの悪徳商法が報告されています。

また、新型コロナウイルス感染症に便乗した不審な電話や訪問も増えています。

新型コロナウイルス感染症は、水道水には影響がありませんので、不審な話には応じないよう十分に注意してください。

水道局では、お客さまからの依頼なしにご家庭の水質検査や修理に伺うことはありません。

不審に思った場合には、身分証の提示を求めるか、水道局までお問い合わせください。



お問い合わせ 浄水課 庶務係 **TEL** 22-9319

水道メーター交換に伺います

水道局では、お客さまのご家庭に設置している水道メーターを、計量法に基づき8年に一度交換しています。

今年は、6月と7月に実施する予定です(新型コロナウイルス感染症の影響により変更する場合があります)。

交換作業中は、一時的に水道が使用できなくなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、交換費用をお客さまに請求することはありません。

※ 対象のお客さまには、実施の前月に「お知らせ」を郵送します。



◆ ご協力ください ◆

- ・ 犬は、メーターボックスから離してつないでください。
- ・ メーターボックスの上には、物や車を置かないでください。
- ・ メーターボックスの中は、きれいにしてください。
- ・ メーターボックスが発見しやすいように、周辺の整理をしてください。

お問い合わせ いわき市水道料金お客様センター **TEL** 22-9300

水道の開始・休止、料金、検針に関するお問い合わせ

いわき市水道料金
お客様センター **22-9300**

● 平日8:30～17:15

給水管や蛇口など給水装置に関するお問い合わせ

営業課
給水装置係 **22-9304**

● 平日8:30～17:15

断水、漏水、水質の問題に関するお問い合わせ

※ 宅地内の漏水(水道メーターから蛇口まで)については、水道局指定の「給水装置工事事業者」へお問い合わせください。

工務課	平 22-9306	内郷・好間 22-9307	四倉・小川・川前 久之浜・大久 22-9308
-----	---------------------	-------------------------	--------------------------------------

南部工事事務所	小名浜 75-0801	勿来・田人 75-0802	常磐・遠野 75-0803
---------	-----------------------	-------------------------	-------------------------

URL QRコード

